

政治倫理の確立のための千葉県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の  
一部改正について（概要）

1 改正理由

「行政手続等における押印見直し方針」に基づき、押印を求めている手続について、  
押印の廃止を行うものである。

2 改正内容

- (1) 第十条中「訂正の箇所に押印するとともに、」の「押印するとともに、」を削る。
- (2) 資産等報告書（第1号様式）、資産等補充報告書（第2号様式）、所得等報告書  
（第3号様式）及び関連会社等報告書（第4号様式）中の「㊟」を削る。

3 施行期日

令和3年7月1日